

平成27年9月24日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成27年9月24日(木)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成27年9月24日(木)  
午後2時30分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 4-1会議室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦  
大槻 豊子  
塩見 佳扶子  
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教 育 部 長 池 田 聡  
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 中 川 清 人  
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 芦 田 誠  
教 育 総 務 課 参 事 藤 田 一 樹  
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 眞 下 誠  
学 校 教 育 課 参 事 一 戸 香 里  
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 端 野 学  
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 崎 山 正 人  
生 涯 学 習 課 参 事 横 山 尚 子  
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收  
中 央 公 民 館 長 植 村 孝 子  
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 芦 田 誠
- 7 議事及び議題  
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第15号 原案どおり可決、承認

議第16号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

本日、瀬田委員については欠席の旨、届けがありました。

## 2. 前回会議録の承認

7月28日及び8月に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

## 3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

### ①細見小、三和中合同保護者説明会（三和地域の学校のあり方等に関する意識調査に関わっての説明会）

9月15日（火）、午後7時30分から細見小学校において行われ、参加者は保護者11人でした。

配布した資料を御覧ください。その趣旨は「・・・昨今の少子化により市内各校において児童生徒数の減少が進み、三和地域では、今年度より川合小学校と細見小学校が統合しました。また複式学級を設置する学校では、望ましい教育環境について検討するため、PTAが主体となり、保護者を対象とした学校の適正規模等に関する意識調査が実施されています。複式学級設置校である菟原小学校でも調査が行われ、子どもたちのよりよい教育環境を維持するため、学校の統合について検討されています。また、細見小学校では、平成31年度から複式学級の設置が見込まれ、さらに三和中学校においても平成29年度の1年生の生徒数は10名を割り込み、全生徒数も今後70名を超えることなく単学級が続きます。学校の小規模化は、教育活動に大きく影響を与えることが懸念されます。そこで、将来を見据え、三和地域の子どもたちにとって望ましい教育環境とするため、三和中学校敷地内に新しい校舎を増築し、『施設一体型小中一貫校』の開校を視野にいたした三和地域の学校統合について、保護者の皆様のお考えを伺いたいと思います。」という内容で細見小学校、三和中学校の保護者に配布し、説明会を行いました。

今後子どもたちにとってどういう学校体制を整えていけばよいのかということを実際に考えていかなければなりません。

### ②平成27年度全国学力・学習状況調査の結果、市の状況公表について

各学校に作成依頼をしている全国学力・学習状況調査を活用した学力充実の視点の内容をお伝えいたします。

一つ目は「全体的な視点」、二つ目は「貧困対策の視点」、3つ目は「指導成果からの視点」、4つ目は「個に応じた指導の視点」、5つ目は「来年度、小6で同じつまずきを出さないための視点」、6つ目は「質問紙調査から児童状況を見る視点」、7つ目は、「アクティブ・ラーニングなどを活用した具体的な授業改善の視点」というものです。4月にこの全国学力・学習状況調査は行っておりますが、学校にはPDCA（Plan・Do・Check・Action）のサイクルで、課題を明らかにして、即、問題改善への行動に移していただきたいということです。

### ③「家族だんらんの日」に関するアンケートの実施について

福知山市の第16期社会教育委員会議の提言として「家族だんらんの日」の更なる普及・啓発に向けて、今、推進している現状把握のため、9月15日から30日の間にアンケートを実施いたします。

④警察による科学物質保管管理に関する立ち入り調査について

近年の中高校生による「爆弾を作った」、「爆弾づくりの計画をしていた」の事件を受けて、京都府警本部が爆発物の原料になりうる化学物質の小中学校での保管管理状況について、9月下旬以降、調査を行います。

倉橋委員長 教育長から4点、報告をいただきました。御質問、御意見はありませんか。

一番目の合同保護者説明会について、合同説明会と意識調査との関連、また合同説明会の主催者が誰で、どこが意識調査を行ったのか今一度説明をお願いします。

藤田教育総務課参事

三和地区におきまして、菟原小学校においてはPTAの主導で保護者へのアンケート調査が昨年から行われております。新たな選択肢として小中一貫校という選択もあり得ることから、今年、このことも選択肢に入れて統合すべきかどうかを検討されています。

一方、小中一貫校という話が出てきますと細見小学校と三和中学校も関わる話となりますので、その地域の保護者がどういう思いでおられるのかを把握しておかなければなりません。その意向を知るためアンケート調査により把握をしてきたいと考えますことから、教育委員会と小学校が主催で今回の合同保護者説明会を開き、アンケート調査を行うための説明を行いました。

倉橋委員長 今後、この意識調査が学校のあり方を検討される材料になってくるということですね。  
他にありませんか。

塩見委員 「家族だんらんの日」に関するアンケートの対象者はだれでしょうか。

崎山生涯学習課長 各小中学校へお願いをします。学校がどのような取り組みをされているかを把握するものです。

倉橋委員長 他にありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 では、次に議題へ移ります。

#### 4. 議事

##### (1) 議第15号(委員長の選任について)

芦田次長兼教育総務課長

最初に私から、議第15号の「委員長の選任について」に関わって概要を御説明いたします。

倉橋徳彦委員長は昨年9月22日開催の定例教育委員会議におきまして、平成26年10月6日から平成27年10月5日までの期間において、委員長に選任されました。その後、この間、教育委員会の人事・体制をはじめとする教育委員会制度に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月1日に施行されたところでございます。

新法では、教育委員会の体制は、首長の指名した教育長と教育委員4名で構成するとなっておりますが、この改正法にうたわれた経過措置により、教育長の委員としての任期満了または辞職までの間は、旧法の関係規定が効力を有するものとされておりまして、本市教育委員会では、この4月以降もそれまでの体制できているところです。

このことについての資料として4ページから23ページまで、4ページからが改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、9ページからは改正後の福知山市教育委員会規則、15ページからは改正前の法律、18ページからは、改正前の本市教育委員会規則をつけております。先ほど経過措置として、旧法の関係規定が効力を有するというのは、6ページの附則第2条「旧教育長に関する経過措置」により、教育長の委員としての任期中に限り、新法は適用せず、委員長等の体制は旧法の規定が効力を有するとされているものです。よって、このたび委員長の任期が満了するにあたっては、従前の例により、改めて委員長を選任していただく必要があるわけでございます。このことに関しては、先ほど申しました改正後の福知山市教育委員会基本規則にも14ページでございますが法律と同趣旨の経過措置を設けておりますので、委員長の次の任期であります10月6日から来年の10月5日まで1年間の委員長について、直近のこの教育委員会議の場で選任をしていただくということでございます。以上が委員長の選任についての概要であります。

本議案の進行については、倉橋委員長にお願いいたします。それでは倉橋委員長、よろしくお願いいたします。

倉橋委員長

それでは、説明がありました経過措置によりまして改正前の福知山市教育委員会基本規則第5条により委員長の選任を行います。

本日、瀬田委員が欠席ですが、地教行法により委員会は過半数の出席で会議が成立するという事になっております。本日は過半数の出席でありますので、会議並びに選挙は成立するものであります。

最初に基本規則を確認します。資料18ページをご覧ください。福知山市教育委員会基本規則第5条で、「委員長の選挙は、

会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について更に投票を行う」とされております。また、選挙及び委員長の任期については、資料16ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項で、「教育委員会は、委員、ただし教育長に任命された委員を除くうちから、委員長を選挙しなければならない」、また同法第12条第2項では、「委員長の任期は、1年とする。ただし再任されることができるとされております。

以上のことを考慮いただいたうえで、任期を平成27年10月6日から平成28年10月5日までとする委員長選挙を行います。

選挙は、無記名投票により行います。それでは、投票用紙を配布させます。

(教育総務課 投票用紙配布)

次に投票箱を改めさせます。

(教育総務課 点検・開示)

投票箱も「異常なし」と認めます。

投票は単記無記名でお願いします。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

投票を終了いたします。

開票を行います。

(教育総務課 開票・結果を委員長に渡す)

それでは、委員長選挙結果を報告いたします。

倉橋 徳彦委員 3票。

塩見 佳扶子委員 1票。

以上により、私、倉橋が委員長に決定いたしました。

それでは、ご挨拶をさせていただきます。

選挙により決まりましたので、力不足ではありますが10月6日からも引き続きお引き受けさせていただきます。荒木教育長はじめ教育委員のみなさん、事務局のみなさんに支えていただきながら本市の教育が市民の皆様に信頼され、そして一層前進するように誠心誠意、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(2) 議第16号(委員長職務代理者の指定について)  
芦田次長兼教育総務課長

それでは、議第16号「委員長職務代理者の指定について」、

概要を説明申し上げます。

先ほど説明いたしましたように、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の経過措置と福知山市教育委員会基本規則の経過措置により、委員長が選任されましたので、この「委員長職務代理者の指定について」も改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律と福知山市教育委員会基本規則第6条により職務代理者を指定していただく必要があります。改正前の基本規則第6条第2項で、「指定期間は次の教育委員長選挙のときまで」となっておりますので、教育委員長の次の任期であります平成27年10月6日からの委員長職務代理者を指定していただく必要があります。

なお、指定の方法につきましては、これまでは委員長を指名人とする指名推薦の方法をとってこられております。

本議案の進行につきましては指定方法を含め、委員長にお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

倉橋委員長

それでは議第16号「委員長職務代理者の指定について」につきましても改正前の福知山市教育委員会基本規則第6条により、委員長職務代理者の指定を行います。

最初に基本規則を確認します。資料の19ページを御覧ください。

福知山市教育委員会基本規則第6条第1項では、「委員会 は委員長の選挙のあったときは、委員長職務代理者の指定を行わなければならない」、また同規則第6条第2項では、「委員長職務代理者の指定期間は、当該指定のあったときから次の委員長選挙のときまでとする」とされております。

以上のことを考慮いただいたうえで、任期を平成27年10月6日から次の委員長選挙までとする委員長職務代理者の指定を行います。

指定の方法についてお諮りいたします。

委員長職務代理者の指定の方法は、委員長を指名人とする指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

異議なしと認めますので、委員長を指名人とする指名推薦の方法によることに決定しました。

それでは、塩見佳扶子委員を委員長職務代理者に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり指定することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

異議なしと認めますので、指名いたしましたとおり決定し

ました。

塩見佳扶子委員、発言をお願いいたします。

塩見委員

浅学菲才ではありますが、倉橋委員長のもと、事務局の皆様方、また関係各位の御指導、御支援のもと職務に専念いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

倉橋委員長

次に報告事項に移ります。

## 5. 教育委員会 報告・説明事項について

### (1) 地域で支える「地域未来塾」開講事業について

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき報告～

資料の25ページからお願いいたします。

地域未来塾については、地域住民の協力により学力に課題のある生徒への学習支援を実施していく事業であります。文科省において平成26年度に700中学校区、平成27年度は2,000中学校区の目標数が掲げられるなか、本市においては27年度から取り組むことができ、今後拡大も考えております。

この4月から、事業の立ち上げに際し、昨年度、大正小学校を退職された井上元校長先生にコーディネーターとして学校、地域との連携をすすめていただきました。井上先生にはこの事業の運営に引き続きお世話になり関わっていただきます。

資料26ページには開講実施のフロー図を示しております。もともとこの事業は貧困と学力の課題が国で取り上げられ立ち上げられた経過がありますが、貧困だけでなく色々な事情のなかで学力に課題のある生徒に学力支援が出来ればと考えております。

既存の事業には「中1振り返り集中学習」や「中2学力アップ集中講座」はありますが、中学3年生を対象にした取り組みが無かったことから、本市では中学3年生を対象に実施することといたしました。

次に資料27ページの実施概要を御覧下さい。初めての取り組みとなることから実施校を検討する中で、今年度は学校の規模や連絡調整など運営環境を考慮し、桃映中学校で9月25日から2月28日までの間、週2回行います。生徒8名ほどが出席予定です。また、9月25日には開講式を行います。資料28ページは、この事業の実施体制として携わっていただく学習指導員さんや学習支援員さんを載せております。支援員さんには成美大学の学生の方にも御協力いただくことになっております。学習だけでなく子どもたちが将来の夢や希望を抱く時、相談相手となり学習することの意義を伝えていただければと思います。そして資料29ページはこの事業の推進体制であります。文部科学省の補助事業でありますので、「学校支援本部」という地域と学校とが連携した組織を作ることが条件となっております。本市では中学校ブロックで

「心の教育」実践活動の実行委員会がありますので、この組織を活用し部会をつくり、桃映中学校での取り組みを明日からスタートすることとなりました。

倉橋委員長                   このことについて、質問はありませんか。

塩見委員                    この「未来塾」開講について、保護者、生徒への啓発は、どのようにされていますか。

崎山次長兼生涯学習課長

桃映中学校の3年生全員に対して、この事業の実施案内をしました。今回、出席予定の8人については、学校の方からも積極的に参加の呼びかけをしていただき、保護者の理解もいただいております。それ以外の生徒で参加希望の生徒も受け入れていくこととしております。

大槻委員                    大変良い事業であると思います。今後、参加する生徒や事業の状況について報告いただければと思います。

倉橋委員長                   国の方向として、今後増える見通しで進んでいくことと思いますが、本市としてもまた、ひとつ、ふたつと増えていくことを期待するなかで、最初の運営が肝心であると思います。運営の難しさがあると思いますが、他に波及する効果が得られるよう、仕上げていただきたいと思います。

崎山次長兼生涯学習課長

追加で報告をさせていただきます。

中丹教育局の事業で「中丹食育プロジェクト」があります。食育に関する啓発のひとつとして、11月28日に親子でご飯を炊いて味噌汁を作る体験講座が開かれます。これにつきましては、先生方がグループをつくり研究を行う「セルフスタディサポート事業」という中丹教育局の取り組みの中で、家庭科自主研究グループの取り組みとして実施されるものです。このプロジェクトのお知らせと参加募集の案内がありましたので、報告させていただきます。

倉橋委員長                   それでは、次の報告事項へ移ります。

## 2) 後援申請の承認結果について

由里教育総務課係長                   ～資料に基づき報告～

- No. 5 0     第24回福知山市中学校英語スピーチコンテスト
- No. 5 1     福知山医師会市民講座～成長期の病気あれこれ～
- No. 5 2     第19回きょうと北部演劇まつり
- No. 5 3     第47回少年少女柔道剣道大会
- No. 5 4     芦田恵美と門下生による箏演奏会
- No. 5 5     福知山市文化遺産活用活性化事業「丹波のうるし作品展」
- No. 5 6     うるしワークショップ

- No. 5 7 第 2 9 回ソフトテニス日本実業団リーグ  
No. 5 8 第 5 6 回両丹中学校ソフトテニス新人大会

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 他に報告事項はありませんか。

全委員 特になし

## 6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。